

湧別町技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

平成24年9月

地方公共団体の技能労務職員の給与については、同種の民間事業の従業員と比較し、高額であるとの批判や指摘があります。本町では、湧別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、技能労務職の給与等について、公表を実施してきておりますが、今後においても技能労務職の職務の性格や内容を踏まえた給与の適正化を図るため、取組方針を策定するものです。

1. 現 状

(1) 技能労務職の職種・人数・平均年齢・平均給与月額等のデータ

| 職種 | 人数 | 平均年齢 | 平均給料月額(千円) | 平均給与月額(千円) |
|-----|----|-------|------------|------------|
| 用務員 | 4人 | 53.9歳 | 271.3 | 295.5 |
| 運転手 | 1人 | 48.8歳 | 263.9 | 296.9 |

データは、平成24年4月1日現在です。

「平均給料月額」とは、平成24年4月1日現在における職員の基本給の平均です。

「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、通勤手当などの諸手当の額を合計したものです。

(2) 民間従業員の職種ごとの平均年齢・平均給料月額のデータ

| 職種 | 平均年齢 | 平均給料月額(千円) |
|-----|-------|------------|
| 用務員 | 53.8歳 | 209.7 |

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成20～22年の3カ年平均)

本町の技能労務職と平均年齢・職務内容が異なるため、単純には比較できません。

(3) 年齢別職員数

| 区分 | 20歳未満 | 20～23歳 | 24～27歳 | 28～31歳 | 32～35歳 | 36～39歳 | 40～43歳 | 44～47歳 | 48～51歳 | 52～55歳 | 56～59歳 | 60歳以上 |
|-----|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 用務員 | | | | | | | | | 2 | 1 | 1 | |
| 運転手 | | | | | | | | | 1 | | | |

年齢は、平成24年4月1日現在です。

(4) その他給与に関する事項

ア．給料表 一般職と同じ給料表を用いています。

イ．昇給基準 毎年1月1日に4号俸(55歳以上の職員にあっては2号俸)を標準として昇給させています。職務の級の最高号俸を受ける職員は、昇給しません。

2. 基本的な考え方

技能労務職の職員数については、業務委託及び人材派遣の推進により、退職者の不補充を基本とし抑制を図っていきます。

3. 具体的な取組内容

技能労務職員の退職時には、新規採用はせず、その業務を民間に業務委託する等し職員数を抑制します。(平成25年4月1日に技能労務職員数4名となる予定)

4. その他

簡素で効率的な行政体制を維持、発展させるため、民間に委ねることが適当と認められるものについては、業務委託等を推進してきておりますが、定員管理適正化計画に基づき引き続き計画的な職員数の削減を図っていきます。